

パブリックコメントの報告について

「宮代町手話言語条例（案）」の策定にあたり、案を公表し、パブリックコメントを実施し意見を求めましたところ、期間中に意見等の提出はありませんでした。

1 意見提出ができる者

町内に在住する方、町内に勤務する方、町内に在学する方

2 関連資料を閲覧できる場所

福祉課（役場 1 階 7 番窓口）、図書館、進修館（ボランティア室）、郷土資料館、ぐるる宮代、役場 1 階情報公開コーナー、町公式ホームページ

3 公表日

令和 5 年 2 月 20 日（月）

4 締切日

令和 5 年 3 月 13 日（月）

5 意見の提出方法

郵便、ファックス、電子メール、持参